

A 様

神戸市監査委員	谷 口 時 寛
同	荻 阪 伸 秀
同	梅 田 幸 広
同	川 原 田 弘 子

温泉掘削に関する住民監査請求について（通知）

平成 26 年 8 月 26 日付をもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 26 年 8 月 26 日付をもって受け付けた請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

1 請求の要旨

温泉法では乱開発防止のため事後の掘削申請を認めておらず、温泉目当ての井戸掘削は違法行為で、たとえ温泉分析した結果、温泉だと判明しても、事前に掘削許可を得て、掘削しない限り、法律上は温泉ではない。そんなことは百も承知の神戸市が率先して、掘削許可を受けない違法掘削をなぜしてきたのか理解できない。しあわせの村のジャングル温泉の違法な掘削に公金を使ってきた責任は重いと自覚すべきである。法を無視した正に温泉目当ての井戸を数箇所掘削して、温泉を特定した上で、「たまたま井戸から温泉が出たので温泉に認定してほしい」との虚偽公文書を作製し、許認可権者である兵庫県知事から温泉認定を受け、温泉台帳に違法登録したものである。温泉として認められ

ない以上温泉健康センター及び温泉関連施設も違法建設工事で公金支出は認められない。法に反する温泉目当ての井戸掘削に公金を使い、しかも3本も掘削し、それぞれの温泉分析結果を基にして、本掘削に当たるといふ、手の込んだ方法で念には念を入れて、違法に温泉認定を受けたものである。温泉施設に違法な公金が使われたことは明白であり、直ちに返還すべきである。

(1) しあわせの村の温泉掘削に関しては、昭和58年8月15日に温泉掘削許可認可を受けたが、昭和58年12月に適地とは考えにくいなどの理由で掘削を中止している。しあわせの村温泉事業はこの時点で断念し、中断ではなく中止したのである。その後井戸掘削を行い、突然昭和60年3月30日に中止した場所で架空の温泉掘削期限延期願を出して昭和60年4月1日には温泉掘削期限延期認可を受けた。兵庫県は、温泉掘削工事が行われていないのに、調査も確認もせず事務的に架空の工事に認可を与えるとは許認可権の濫用も甚だしく、厳しく糾弾されてしかるべきである。それが認可されるや否や、その期限延期認可そのものを返納するから井戸を温泉に認めて欲しい旨の公文書(神整公工第22号 しあわせの村における地下水掘削の経緯及び温泉掘削申請について)を昭和60年6月21日に出している。神戸市長は国庫補助金を得るためには、どうしても温泉認定が必要だったから、事実と全く違うデタラメの公文書を作成しなければならなかった。このような虚偽の公文書を神戸市長が出し、虚偽と認識しながら兵庫県知事が認可したことは行政上大問題である。兵庫県知事は狡猾にも証拠を残さぬよう神戸市長の公文書の回答は文書ではなく口頭でしている。昭和60年6月24日には温泉掘削許可申請書を出して昭和60年8月7日には温泉掘削許可を受けた。

(2) しあわせの村建設事業(造成工事の記録1)には、温泉でしか使いものにならない鉄分やフッ素、ラドンの含有量の分析をした記載がある。井戸ではなく温泉を目当てに、何としても温泉を掘り当てる非常に強い意志が感じられる。井戸にとって最もやっかいな代物を目指して、何がたまたま井戸から温泉が出ただ。井戸の名を借りて温泉探ししていたことは明白な事実である。これほどはっきりした文書が残っているのに、神戸市はまだたまたま井戸を掘ったら温泉が出たなどと言い張るのか。

(3) 元神戸市建設局公園砂防部長の手記には、「ようやく温泉を掘り当てた。しかしこの掘削はあくまで井戸の掘削であったため手続き上問題が生じたが、最終的には温泉として認定された。この温泉を掘り当てたことにより健常者誘致施設、すなわち温泉と健康を結びつけた健康運動施設「温泉健康センター」の計画は一気に進んだ。」との記載がある。

3本の試掘ボーリングをして、本掘削後ようやく温泉を掘り当てたとあるように、井戸を名目に温泉目当てに掘削している。しかも金のかかる試掘を3本もし、それぞれ成分分析して温泉の確認をして本掘削にかかるという、大変手の込んだ掘削をして

いる。水を確保するための井戸であればこのような大掛かりな掘削はしない。1本掘削して駄目ならもう1本と、お金をかけずにするものである。これに反して金も設備も糸目をつけずにつぎ込んでいて、極めて悪質で周到に準備して行われたことがわかる。井戸であれば帯水層を目指せばいので試掘を3本もする必要はなく、成分分析も水道基準に沿った項目だけで十分であるが、井戸の水質分析では認められていないラドンまで分析している。温泉掘削許可書がないのにどうして温泉成分分析まですることができたのか、分析機関と神戸市が癒着していたとしか考えられない。通常分析機関は依頼しても温泉掘削許可書のない井戸水を温泉分析したりはしない。しても小分析くらいしかしないものである。しかも温泉の分析は30万円もかかるのに数箇所で行って公金を支出してきた。従って当初から温泉目的で井戸掘削していたことは明白である。これほど温泉法を無視した行為がまかり通る神戸市のコンプライアンスはまったく機能していないとしか言いようがない。コンプライアンス上問題だと判断すれば過去に遡って調査すればいいものを、ひたすら隠せるだけ隠そうとする神戸市の隠蔽体質からは何の誠意も感じられない。今後コンプライアンス云々することは止めたほうがいい。神戸市も兵庫県もその資格は無い。

- (4) 神戸市は、ジャングル温泉は温泉健康センターの中の施設で、温泉健康センターは昭和62年着工、平成元年完成であって建設省の補助金を充当して建設している、井戸掘削に関わる工事は昭和58・59年度に実施したもので補助金を過去の井戸掘削に充当することは予算執行の観点からも不可能である、とするが、矛盾だらけである。

ジャングル温泉の掘削は温泉健康センターの建設工事の始まる前に始めたが、温泉を掘り当てないと温泉健康センターの建設工事計画に支障をきたし重大な影響を及ぼす、そこで何としても温泉を掘り当てないと計画そのものが成立しなくなり莫大な損失をかかえることになり大きな問題になるという強迫観念があり、それが井戸を温泉に仕立て上げる原動力となり法律さえ犯すというなり振り構わない行為となって具現化したものと思われる。

元神戸市建設局公園砂防部長の手記にも、正直に温泉掘削は中止しその代り温泉の湧出する可能性の高い井戸をボーリングした、温泉を掘り当てたが井戸掘削であったため温泉法の問題が生じたが最終的に温泉として認定されたとはっきり温泉目的で井戸掘削したと書かれているのに、昭和60年6月21日の公文書にはこの手記と正反対に、たまたま掘ったら井戸から温泉が出たと書いてある。よくもぬけぬけと虚偽公文書を出したものである。開いた口が塞がらないとはこのことを言うのである。そう書かないと温泉認定される可能性が極めて低いからである。申立人の敷地からは40mで35の温泉が出てきた。これこそ井戸を掘削していたらたまたま温泉が出てきたと表現できるもので、ジャングル温泉はたまたまなどではない。申立人の35の温泉さえ温泉認定できないのに、どうしてジャングル温泉が認定されたのか不思議でならない。このような不公平がまかり通る温泉行政に一石を投じるために意見書を書い

ている。昭和 60 年 6 月 21 日の公文書は虚偽文書なので速やかに取り下げ、事実を公表すべきである。井戸から温泉がいくら出ようとそれは温泉ではない。温泉法という法律を遵守した上で所定の手続きを踏んで晴れて温泉認定されるのである。

手記にはまた、当時補助対象でなかった温泉関連施設も建設省がちょうど推進しようとしていた「健康増進施設」の補助対象施設の拡大による「健康増進施設」のモデルとすることで交渉がまとまった、それから福祉施設のみならず他省庁関連の他施設との複合施設補助は都市公園国庫補助の正式なメニューとなった、と書いてある。その当時補助対象でなかった温泉関連施設も補助対象施設の拡大によって国庫補助の正式なメニューとなり、温泉関連施設である掘削事業も国庫補助対象になり国庫補助金が計画に投入されたのである。温泉の出ない健康センターに補助金が何の意味があるというのか。ジャングル温泉は温泉健康センターの中核で、ジャングル温泉がなければ温泉健康センターは何の価値も無い。温泉とセンターは切っても切れない同一の設備である。

2 求める措置

温泉法に違反したしあわせの村温泉健康センター及び温泉関連施設に公金や国の補助金が使われており、直ちに返還することを請求する。

第 2 受理できない理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等（以下「当該行為等」という。）の予防、是正を図ることを本来の目的としている。また請求は、当該行為等のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは行うことができない。ただし正当な理由があるときは、例外として 1 年を経過した後であっても請求を行うことができる。

本件請求についてみると、違法な建設工事に対する公金の支出、補助金の充当があった日から 1 年以内か、が問題となる。

請求書には「ジャングル温泉の設備はしあわせの村の温泉健康センターの付帯設備の一部であり、昭和 62 年から着工し、平成元年に完成し」との記述があり、地方自治法第 242 条第 2 項の期間制限の規定に照らすと請求人が主張する当該行為等の発生から、既に 1 年を超える期間が経過しているので請求をすることができない。

また、「正当な理由があるときは、例外として 1 年を経過した後であっても請求を行うことができる」という点についても記述がない。さらに、正当な理由の有無は、住民が相当な注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為等

の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求したかどうかによって判断すべきもの（最高裁：平成 14 年 9 月 12 日判例）とされているが、こういった事情は見いだしがたい。

よって、本件請求は地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。